

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 3 日

申請者 氏名又は名称 <sup>フリガナ</sup> ニホンカイイッコウギョウ カブシキカイシャ  
 日本開発興業株式会社  
 住所 京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1  
 代表者氏名 <sup>フリガナ</sup> 代表取締役 古田 一文  
 電話番号 0774-94-5491  
 FAX番号 0774-94-5499  
 メールアドレス kyoto.sis@kcni.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数        / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 29年 10月 3日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

日本開発興業株式会社

京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1

代表取締役 古田一文



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏 名	フリガナ名 氏 名
代表取締役 古田一文	
取締役 古田ス美子	
〃 古田一馬	
〃 古田美香	
事業の範囲	管工事業、給水装置工事業、給排水工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	日本開発興業株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 619-0241 住所 京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1 電話番号 0774-94-5491 FAX番号 0774-94-5499 メールアドレス kyoto.sis@kcn.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
古田 一文 坂本 清乃	第228281号 第279038号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成 29 年 10 月 2 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	・金切りのこ ・パイプカッター ・ダイヤモンドバンドカッター ・塩ビカッター		3 2 1 2	
管の加工用の 機械器具	・やすり ・パイプネジカリ器	200平型、半丸型 ラフカット式	5 2	
管の接合用の 機械器具	・パイプレンチ ・モンキーレンチ ・カストーチ	ワンタッチ式	3 3 5	
水圧テスト ポンプ	・手動テスト		2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29 年 10 月 3 日

申請者

氏名又は名称 日本開発興業株式会社  
住 所 京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地  
代表者氏名 代表取締役 古田一文



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1  
日本開発興業株式会社

会社法人等番号	1300-01-052124
商号	日本開発興業株式会社
本店	京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う
会社成立の年月日	平成25年11月11日
目的	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業</li><li>2. 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業</li><li>3. 管工事業、造園工事業</li><li>4. 宅地建物取引業</li><li>5. 古物商</li><li>6. 飲食店業</li><li>7. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生</li><li>8. 一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業</li><li>9. 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定乗用旅客自動車運送事業</li><li>10. 建築物飲料水貯水槽清掃業</li><li>11. イベントの企画、制作、運営及びそれらに関連するグッズの制作並びに販売</li><li>12. インターネットを利用した販売業</li><li>13. スポーツ施設、スポーツ教室の経営・管理・運営</li><li>14. 福祉用具の販売及びレンタル</li><li>15. 前各号に附帯する一切の業務</li></ol>
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株
資本金の額	金800万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 古田一文

京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田 5 番地 1

日本開発興業株式会社

	取締役	古 田 久 美 子
	取締役	古 田 一 馬
	取締役	古 田 美 香
	京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田 5 番地 1 代表取締役	古 田 一 文
支 店	1 京都府八幡市八幡五反田 3 0 番地 7	平成 2 7 年 3 月 1 3 日 設 置 ----- 平成 2 7 年 3 月 1 6 日 登 記
登記記録に関する 事項	設立	平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日 登 記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

平成 2 9 年 1 0 月 3 日

京都地方法務局木津出張所  
登記官

藤 本 和 久



日本開発興業株式会社

定 款

平成 年 月 日 作成  
平成 年 月 日 公証人認証  
平成 年 月 日 会社設立

会社保存原本

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、日本開発興業株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業
2. 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、
3. 管工事業、造園工事業、
4. 宅地建物取引業
5. 古物商
6. 飲食店業
7. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生
8. 一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業
9. 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定乗用旅客自動車運送事業
10. 建築物飲料水貯水槽清掃業
11. イベントの企画、制作、運営及びそれらに関連するグッズの制作並びに販売
12. インターネットを利用した販売業
13. スポーツ施設、スポーツ教室の経営・管理・運営
14. 福祉用具の販売及びレンタル
15. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都府相楽郡精華町に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1, 0 0 0 株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人、その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求できる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。登録又は表示の変更及び抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

3 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使できる者を確定するために必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主等の氏名住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。これらに変更

- があったときも同様とする。
- 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。
  - 3 届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、当会社はその責任を負わない。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、代表取締役社長が招集するものとする。代表取締役社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役がこれを招集する。
  - 3 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対して、その通知を発することを要する。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

#### (招集手続の省略)

- 第15条 株主総会は株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議長)

- 第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。
- 2 代表取締役社長に事故があるときは、他の取締役が議長となる。

#### (議決権及び議決権の代理行使)

- 第17条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。
- 2 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。
  - 3 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、当該株主総会において議決権を行使できる株式の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の目的である事項について取締役又は株主から提案をした場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間同項の書面を本店に備え置くものとする。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令で定める事項を記載した株主総会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。

2 当会社は、株主総会の日から10年間前項の議事録を本店に備え置くものとする。

## 第4章 役員

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(資格)

第22条 当会社の取締役は、株主総会において、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 当会社の取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期の満了時は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役が1名の場合は、その者を代表取締役とし、取締役2名以上ある場合は、取締役の互選によって代表取締役1名を選定する。

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によりこれを定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当は、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は800株とし、その発行価額は1株につき10,000円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金8,000,000円とする。

(成立後の資本金の額)

第32条 当会社の成立後の資本金の額は、金8,000,000円とする。

(最初の事業年度)

第33条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成26年10月31日までとする。

(発起人の氏名及び住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第34条 当会社の発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1

古田 一文 普通株式 480株 金4,800,000円

京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1

古田 久美子 普通株式 320株 金3,200,000円

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第35条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 古田 一文

設立時取締役 古田 久美子

設立時取締役 古田 一馬

設立時取締役 古田 美香

設立時代表取締役 古田 一文

(定款に定めのない事項)

第36条 この定款に規定のない事項は、会社法その他法令の定めるところによる。

以上、日本開発興業株式会社設立のため、この定款を作成し、  
発起人が次に記名押印する。

平成25年10月29日

発起人 古田 一文 印

発起人 古田 久美子 印

①  
②  
③  
④  
⑤  
⑥  
⑦  
⑧  
⑨  
⑩  
⑪  
⑫  
⑬  
⑭  
⑮  
⑯  
⑰  
⑱  
⑳

平成25年 登簿第193号

定款 認 証 証 書

本定款の発起人 古田 一文 ほか 1名の代理人  
奥西 貴代美 は、本公証人の面前で、全発起人が各  
自の記名押印を自認する旨を陳述した。 \_\_\_\_\_  
よって、これを認証する。 \_\_\_\_\_

平成25年10月31日、本公証人役場において。 —  
京都府宇治市宇治壺番132番地の4  
京都地方法務局所属

公証人

尾崎一雄



公 証 人 役 場

原本と相違ありません。

京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1

日本開発興業株式会社

代表取締役 古田一文



平成29年10月2日

第二二八二八一号

給装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 古田一文

昭和四十三年六月二十八日生

水道法昭和二十一年法律第百五十七号の  
規定により給装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻秀久

第二七九〇三八号

給水装置専事主任技術者免状

本籍 京都府

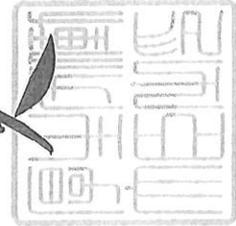
氏名 坂本 清乃

昭和四十八年三月一日生

水道法昭和二十一年法律第百七十七号の  
規定により給水装置専事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十七年二月十八日

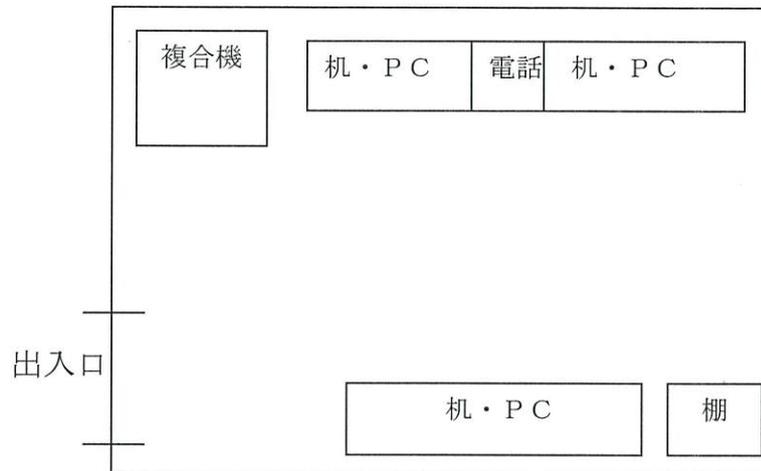
厚生労働大臣 塩崎恭久



営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

平面図

面積 10 m<sup>2</sup>



付近見取図

近鉄 線 新祝園 駅下車 バス・徒歩 5分





事務所 外部



事務所 内部

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 3 日

ニホンカイツコウギョウセツキカイシャ

申請者 氏名又は名称  
住所

日本開発興業株式会社

代表者氏名 京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1  
電話番号 代表取締役 古田一文  
FAX番号 0774-94-5491  
メールアドレス 0774-94-5499  
kyoto.sis@kcn.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数            / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 3 日

京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1

日本開発興業株式会社

届出者 代表取締役 古田一文



0774-94-5491

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	日本開発興業株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
古田 一文	第 228281 号	平成 年 月 日
坂本 清乃	第 279038 号	平成 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二二八二八一号

給装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 古田一文

昭和四十三年六月二十八日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の  
規定により給装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十七年二月十四日

厚生労働大臣 尾辻秀久

第二七九〇三八号

給水装置主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 坂本 清乃

昭和四十八年三月一日生

水道法昭和二十九年法律第百七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十七年二月十八日

厚生労働大臣 塩崎恭久

